

県立学校家族休暇制度の試行について

令和7年7月11日
県立宮古工業高等学校
県教育庁県立学校教育課

1 目的

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業を始めとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられていることから、子どもたちの平日の休暇取得を推奨し、家族で過ごす時間を確保するため、「県立学校家族休暇制度」を試行的に導入します。

2 制度の概要

保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途定める「取得できない日」を除く）。

3 試行期間

令和7年9月2日～3学期末

4 対象

全県立学校の幼児・児童・生徒

5 取得できる日数

試行期間中3日まで（1日単位・分散取得可）

6 取得日の取扱い

出席停止・忌引等（欠席にはなりません）

7 取得できない日

(1) 学級・HR、学年、学校全体の活動がある日

例1 始業式・終業式・入学式・卒業式・その他学校行事のある日

例2 年間計画で定めるテスト週間（中間テスト・期末テスト・単元テスト実施日など各種テストの実施日・テストのために必要な授業が組まれている日など）

(2) その他学校が定める日

※詳細は事前に学校（担任）へ申し出てください。確認して回答します。

注）本制度を利用することで出席日数不足・出席時数不足となる場合は、取得できません

8 対象となる活動

保護者とともに過ごす活動※であること以外、特に制限はありません。（※生徒個人で出かける・過ごす活動は不可）

9 届出手続き

県立学校家族休暇制度 申請書に必要事項を記載の上、提出してください。

10 届出期限

取得希望日の1週間前までに届け出てください。

11 授業への対応

自主学习での対応となり、補習等はいりません。授業のプリント等については、担当の先生にお問い合わせください。また、取得できない期間にどうしても休む場合は「届出欠席」となります。

12 安全確保

家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者の皆様に幼児児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。また、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。

13 報告書等の提出

報告書等の提出はありません。

14 アンケートの実施

本制度の課題等を把握するため、3学期頃を目途にアンケートを実施します。ご協力よろしくお願いいたします。